

山岡議員の反対討論

議案第22号 甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から、また本議案を可決すべきとする只今の厚生文教常任委員長報告に対して、反対の立場から討論します。

議案第7号で介護保険制度の今日的な問題点・課題については述べましたので、その点は割愛します。すでに議案第7号の平成30年度甲賀市介護保険特別会計は、本条例改正で提案されている、介護保険料の引き上げを前提として保険料の算定がされ予算計上されています。

本議案にあります、第1号被保険者にかかる介護保険料の引き上げ、実質の負担増を抑えるために、第7期の3年間に、1億円の基金を取り崩して対応するなど甲賀市独自の努力は評価するものです。

しかし基準額となる第5段階で見た場合、第6期月額5,070円であったものが、5,940円に引き上げられます。月額870円増、年10,440円増となります。第5段階と言えば、「世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人市民税非課税で、前年度の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える場合です。第1段階から第5段階まで、つまり本人市民税非課税で1号被保険者は14,273人。全体の57%、6割近くを占めるわけです。甲賀市の場合、12段階ですが、今回の引き上げ率は、ほぼ一律1.17倍となっています。つまり所得の低い層はそれだけ負担感が大きくなるわけです。引き上げ率に所得を加味した対応が必要ではないでしょうか。

ご承知のように介護保険制度は2000年から施行されました。4月で18年目を迎えます。第1期は平成12年ですから、合併前の旧町別でしたが、旧5町平均の介護保険料は、同じ第5段階の基準額で月額2,585円でした。その後、3年毎の介護保険事業計画見直しで、介護保険料は確実に引き上げられ、第7期は、1期と比べてその2.3倍になります。所得はそれだけ増えたのでしょうか。保険料負担だけ増え続けているのが現実です。

その最大の要因は、制度そのものにあります。高齢者が増え、介護保険サービスの提供が増えるとそれが介護保険料にすぐさま跳ね上がるという仕組みになっているからです。介護保険料の引き上げを抑えようとするれば、介護保険サービスを受ける人を減らす施策に。その結果、この間行われてきたのは、要介護認定の見直し、特養入所者を原則要介護3以上にする、さらには要支援1や2の人を介護保険から外して、総合支援事業に切り替える、こういうことが実際にやられているわけです。

でもどうでしょう。私たちは40歳になったらすべての人々が介護保険料を払っています。それはいざ介護が必要となった時、介護保険サービスを受けるためではないでしょうか。ところが現実には、この介護保険サービスがなかなか受けられれない、というのが現実です。まさに「保険あって介護なし」という実態がより深刻になっていると言えるでしょう。

これでは納得できません。よって本議案にあります、介護保険料引き上げについては、反対であることを述べ、反対討論とします。